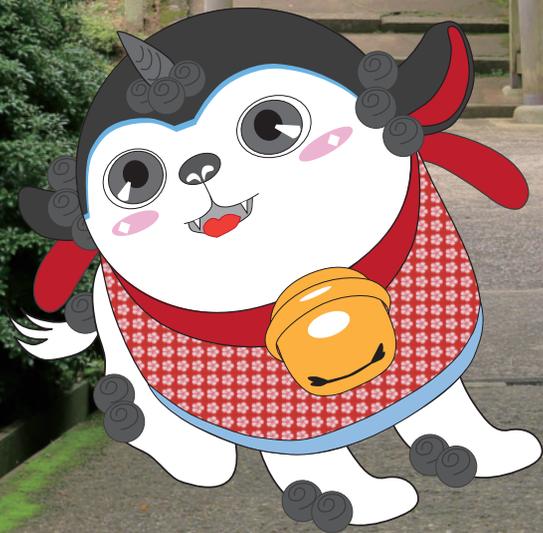


# こまいぬ

のご案内

ヒトもどうぶつも、みんな守りたい。

こまいぬは、中央ケネル事業協同組合連合会を  
保険契約者とし、中央ケネル事業協同組合連合会  
の所属員を加入者とする、ペット事業者賠償責任  
保険とスタッフ向け傷害保険の団体契約です。  
所属員の皆さまに安心していただく為に、広く  
ご案内しています。



## 中央ケネル事業協同組合連合会所属員の皆さまへ

### 1. ペット事業者賠償責任保険

施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険

### 2. 傷害保険

傷害補償（標準型）特約、就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約セット団体総合生活補償保険

保険期間  
（ご契約期間）

2025年1月1日 午後4時から  
2026年1月1日 午後4時まで

契約手続  
締切日

2024年11月22日（金）必着  
※保険料払込の期日は、11月29日（金）です。

加入申込票  
提出先

中央ケネル事業協同組合連合会  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-45-9 ヤマナカヤビル7F  
TEL:03-5981-9804 FAX:03-5981-9805  
<http://www.ckc.gr.jp/>

2024年10月吉日

所属員の皆さまへ

## こまいぬ 事務手続き早期化のお願い

中央ケネル事業協同組合連合会事務局  
双日インシュアランス株式会社

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年も2025年1月1日より、中央ケネル事業協同組合連合会所属員さま向け団体契約商品（こまいぬ）のご契約がスタートいたします。

毎年、年末のお忙しい時期に事務手続きをお願いしている関係で、所属員の皆さまにおかれましては、大変なご不便・ご負担をおかけしています。

年末商戦の準備の時期に大変恐縮ですが、お忙しくなる前にお手続きいただきますよう宜しくお願い申し上げます。ご不明な点等がありましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### <同封書類>

- ・ こまいぬ加入手続きのご案内（本紙裏面）
- ・ こまいぬパンフレット（保険料一覧表）
- ・ ※重要事項のご説明およびお支払いする保険金のご説明
- ・ 加入申込票
- ・ 返信用封筒

※書類提出の締切日は【11月22日（金）】、保険料払込期日は【11月29日（金）】です。

以上

#### <商品に関するお問い合わせ先>

■取扱代理店 双日インシュアランス株式会社 担当：嶋崎・山田

TEL：03-6871-2474

営業時間：9：00～17：00（土日祝を除く）

## 「こまいぬ」加入お手続きのご案内

### 1 各地域のケネル組合さまへご連絡・ご加入のお手続き

- ①所属員でない場合は、店舗所在地の地域のケネル組合さまへ、加入手続の方法についてお問合わせください。
- ②必ず地方組合さまへの加入手続を完了してから、次のステップへ進んでください。

### 2 商品内容のご確認

- ①同封のパンフレット等にて、補償内容・保険料等をご確認ください。
- ②ご注意いただきたい点等のご説明と、皆さまのご質問にお答えいたしますので、双日インシュアランス までご連絡ください。

### 3 「加入申込票」を、返信用封筒にて提出

- 加入申込票は太枠内を記入し、保険料を計算のうえ、記入・押印（署名）してください。  
加入申込票の項目はすべてご記入ください。（加入申込日も必ずご記入ください）  
※ 加入申込票の明細も必ずご記入ください。  
※ ご記入漏れがございますと、補償されませんのでご注意ください。

### 4 保険料のお振込み

加入申込票に記入した保険料を、以下のお振込先にご入金ください。

#### 【お振込先】

みずほ銀行 大塚支店  
普通口座 2010735  
口座名義 中央ケネル事業協同組合連合会  
※振込手数料はお客様負担となります。

#### <締切日>

- ・加入申込票のご提出：11月22日（金）
- ・お振込み：11月29日（金）

中途の場合は「加入申込票のご提出」「お振込」の締切日毎月10日必着

※10日が土日・祝日の場合は前営業日となります。保険料は「中途加入 保険料一覧表」にてご確認ください。締切日を過ぎますと、1か月補償開始日が遅れてしまいますので期日までのお手続きをお願いいたします。

### 5 加入者証をお受け取り

加入者証の発送は数か月後に中央ケネル事業協同組合連合会さまより直送されます。  
※必ず加入申込票のコピーを取り保管ください。

（お問合わせ先） 取扱代理店 双日インシュアランス株式会社

TEL 03-6871-2474（平日9:00~17:00）担当：嶋崎・山田

# 補償内容

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

1

## ペット事業者賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

### トリミングショップ・ペットホテルを守る

#### (1) 受託者賠償責任保険(受託者賠償責任保険追加特約)

お客さまからお預かりしたペット(犬および猫のみ)を、ケガまたは死亡させてしまい、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、これによって生じる損害を補償します。

※ペットの病気および逃亡に起因する損害賠償責任は補償対象外です。

※ドッグラン等の施設内で預かり中のペットをケガまたは死亡させた場合は補償対象外です。

※ペットの送迎中の事故も補償対象となります。  
(運送危険補償セット)



#### ▼ 支払限度額

1 事故につき	100 万円
1 店舗あたり(保険期間中)	200 万円
1 証券につき(保険期間中)	1 億円

#### ▼ 免責金額

20,000 円  
(1 事故につき)



#### (2) 死亡見舞金(死亡見舞費用補償特約)

ショップさまに過失はないが、お客さまからお預かりしたペット(犬・猫のみ)が突然死したことにより引受保険会社の同意を得て慣習としてお支払された見舞金を補償いたします。見舞金の額は定額ではなく、ご負担された実費となります。

※受託者賠償責任保険にセットされます。

[支払限度額のご説明(例)]

例えば、店舗の火災により、お預かりしたペットが10頭死亡し、1頭あたり5万円の見舞金を支払った場合、50万円の損害となりますが、お支払するのは1事故については30万円までが支払限度額となりますので、20万円が自己負担となります。



#### ▼ 支払限度額

1 頭あたり	5 万円
1 事故につき	30 万円

#### (3) 施設所有(管理)者賠償責任保険

施設内外で行われる仕事の遂行によって生じた、対人・対物事故による損害を補償します。例えばショップ内で管理下中 動物が、来客者にかみつくなど、施設の管理や業務上のミスにより第三者にケガをさせたり、第三者の物を壊したために法律上の損害賠償責任を負担した場合に生じる損害も補償します。

#### ▼ 年間(一時払)保険料

35,000 円 / 1 年  
(1 店舗あたり)

#### ▼ 支払限度額

3,000 万円  
(1 事故につき)

#### ▼ 免責金額

10,000 円  
(1 事故につき)



※この保険は被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

## スタッフさまはもちろん店主さまを守る、傷害保険

業務中、偶然な事故によりケガをした場合、補償します。

(傷害保険のみでも加入できます。)

※病気の場合はお支払いの対象外となります。

※「**就業中のみ傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約**」がセットされていますので、就業中(通勤途上を含みます)に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※住居と職場を同じくする方、就業中か否かの区別が明らかでない職種の方は、ご加入いただけませんのでご注意ください。



### ▼ 一時払保険料

5,200円 / 1年  
(1名あたり)

### ▼ 傷害死亡・後遺障害保険金

50万円

### ▼ 傷害手術保険金

入院中  
50,000円  
入院中以外  
25,000円

### ▼ 傷害入院保険金

日額  
5,000円

### ▼ 傷害通院保険金

日額  
3,000円

傷害**入院**保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日

傷害**通院**保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

## 各保険に関する注意点

### ■ この制度の被保険者(補償の対象となる方)

- ・ペット事業者賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険、受託者賠償責任保険)の被保険者は加入された所属員です。  
※事故は加入した店舗のみの補償となりますので、複数の店舗をお持ちの場合、全店舗での加入をお勧めいたします。
- ・傷害保険の被保険者は中央ケネル事業協同組合連合会の所属員および所属員が経営するペットショップ・ペットホテルの従業員です。

### ■ 団体割引適用に関して

傷害保険の保険料は、10%の団体割引が適用されています。

(注)保険料は以下の職種級別ごとの人数等により平均して算出しております。職種級別によって保険料は異なりますが、加入申込票に記入の職業・職務が正しい内容になっているかご確認ください。

職種級別A…会社事務員、医師など職種級別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など

職種級別B…農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業員、建設作業員

※告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

### ■ 中途加入について

毎月10日までに加入申込票の提出と、保険料のお振込みをいただくことにより、翌月1日からの中途加入が可能です。

(保険期間は中途加入日の午前0時から2026年1月1日午後4時までとなります。)

※詳細については別紙(「こまいぬ」中途加入保険料一覧表)をご参照ください。

# こまいぬQ&A

## ～お手続き編～

Q こまいぬに加入したいのですが、翌年の1月1日まで加入できないのですか。

A 中途加入が可能です。  
毎月10日(※10日が土日・祝日の場合、前営業日)までに「加入申込票」のご返送と「保険料のご入金」をいただければ、翌月1日からの中途加入が可能です。  
例:6月10日 ⇒ 7月1日中途加入

Q 保険料はどこに振込むのですか。

A 中央ケネルさまの口座へのお振込みとなります。

みずほ銀行 大塚支店  
普通口座 2010735  
口座名義 中央ケネル事業協同組合連合会

Q スタッフ(または店舗)の中途加入/解約はできますか。

A 中途加入/解約は可能です。  
その場合、双日インシュアランス株式会社(03-6871-2474)までご連絡ください。  
必要書類をメールもしくは郵送にてお送りいたします。

Q こまいぬは自動継続ですか。

A 自動継続ではございません。10月頃に『更新のお知らせ』をお送りいたします。  
お手続き内容に沿って、期日までに必要書類のご返送と保険料のお振込みをお願いいたします。

## ～事故報告編～

Q トリミング中、犬にケガをさせてしまった。どうしたらいいですか。

A あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターまでご連絡ください。  
0120-985-024(無料)・受付時間[24時間365日] ※おかけ間違いにご注意ください。  
・IP電話からは0278-90-8852(有料)におかけください。

事故状況等の詳細をお伺いいたします。

事故日時(事故が発生した日時)、事故を起こした場所(店舗)、けがをさせてしまった箇所、状況、犬種、犬の年齢等、事故状況の詳細をお伺いします。メモ等に控えられた上にてご連絡いただくとスムーズです。

Q 保険会社に申請する書類など、どうしたらいいですか。

A 保険会社(代理店)から事故に応じた書類の案内をいたしますが、動物病院の治療明細書兼領収証は必要になります。必ず、飼い主様にお手元に保管いただきますようご案内お願いいたします。(※死亡見舞金の場合は、死亡診断書(または死体検案書)が必要になります。)

Q 以前、トリミングで犬に怪我をさせてしまったのだが(事故についてはすでに保険会社に連絡・対応済み)、SNS等での風評被害が怖い。今後の事故対策やトリミングマニュアル等の相談もしたい。

A 風評被害や今後の事故対策等のお店の業務におけるリスクマネジメントに関わるご相談は、中央ケネル事業協同組合連合会または所属する地域組合等へご相談下さい。

## ～事故編～

Q お客さまが年令の高い足腰の弱っている犬や呼吸が安定しない犬を連れてこられ、トリミング中、犬の心臓が止まり犬が死亡した。

A 年令の高い犬は死亡に限らず、そもそもの健康状態が良好かは未知です。預かりする際のトラブルリスクが高いので注意が必要です。お客さまからは店側の管理を問われますが店側の過失があると明確に判明できず、結果的に賠償事故として対応することが難しいケースがほとんどです。お預かりする際は必ず犬猫のご様子を飼い主さまと一緒に注意深く確認、飼い主さまにリスクの理解と承諾を得た上、お預かりするのをご検討ください。預かり時の規定などを明確に設けることも合わせてご検討ください。(※店舗内で死亡した場合はお見舞金の対象にはなりません。)

Q トリミングの帰宅後に犬が死亡又は体調が急変したので責任を取ってほしいとお客さまからクレームが来た。

A トリミング時の外傷などが原因でない限り、店側に過失があると明確にできない場合は賠償となりませんので保険金支払対象とはなりません。

Q トリミング時のドライヤー中、預かっていた犬が熱中症で死亡した。

A 熱中症は突発的な事象で発生するものではなく、それまでどういう状態で飼い主さまが連れてこられたのか等の継続的な状況により発生する確率の高い症状です。店側の過失があると明確に判明できず、結果的に賠償事故として対応することが難しいケースがほとんどです。お預かりの際は必ず犬猫のご様子を飼い主さまと一緒に注意深く確認、飼い主さまにリスクの理解と承諾を得たうえ、お預かりするのをご検討ください。また、箱形ドライヤーは、体の小さい犬猫にとっては季節によりかなりハイリスクな機械となります。メーカーさまの取扱い説明書に従い、十分な安全を配慮した上にて、安易なご利用は控えてください。(※店舗内で死亡した場合はお見舞金の対象にはなりません。)

Q トリミング中に犬を落下させて足を骨折させた。一旦治療終了したが、次回1年以上先に健診に来て欲しいと言われた。今までの治療費に加え、今後の検診代もお客さまから請求されている。

A 個別の賠償ケースに応じ、ケガ相応の治療をお支払いさせていただくこととしている。病院の通院が4か月～半年相当離れた場合は、通例としては一連の治療とはみなせない(獣医が治癒、症状固定と判断されたときみならず)場合が多いのでご了承ください。

Q トリミングをした終了後、犬の目がショボショボしているとのクレームがあった。

A 目がショボショボしているとの要因が、まずお預かり作業(トリミングやシャンプー等)にあるのかを正確にご確認ください。

犬の個体の毛並み(長毛種)や生活習慣(目のあたりをいじる癖等)、高齢による症状(緑内障等)、アレルギー等の個体の性質の場合は店舗側に賠償責任の発生はありません。

また、トリミング後に数日経ってからのお客さまのクレームについては、トリミング作業(シャンプー含む)と目の怪我との直接的な因果関係が明確に立証できません。

そもそも、トリミングのカットにより毛先が尖った形となります。犬種により(目が大きい犬種、チワワ、ブルドッグ等)は、対策をしても一定そのような症状が出やすくなります。飼い主様との関係性においては、飼い主様への引き渡しの際の確認と説明がポイントとなります。飼い主様に、事前にきちんとシャンプー、トリミング等をするに対してご説明して下さい。また、トリミング終了時も、犬の状態を丁寧にご確認いただき(場合によっては犬の様子を写真撮影いただき)、その際飼い主様に説明、ご理解をいただいた上にて引き渡しをお願いします。

## ～補償内容編～

Q 預かっている犬をプレイルーム(又はドッグラン)で遊ばせていた際に起こった事故は対象ですか。

A お店の管理下、管理下外を問わずプレイルームやドッグランでの事故は原則対象外です。理由としてはリードから離れて自由になっている状態のため責任の所在を確認することが難しいためです。不明点等は都度ご相談ください。

Q 車で送迎中、事故に巻き込まれてしまいお預かり中の犬がケガしてしまった。補償対象ですか。

A 対象となります。但し、車の破損等は自動車保険での対応となりますので、ご加入の保険会社へお問合わせいただくこととなります。

Q 出張専門のトリミングを行っていますが、こまいぬに加入できますか。

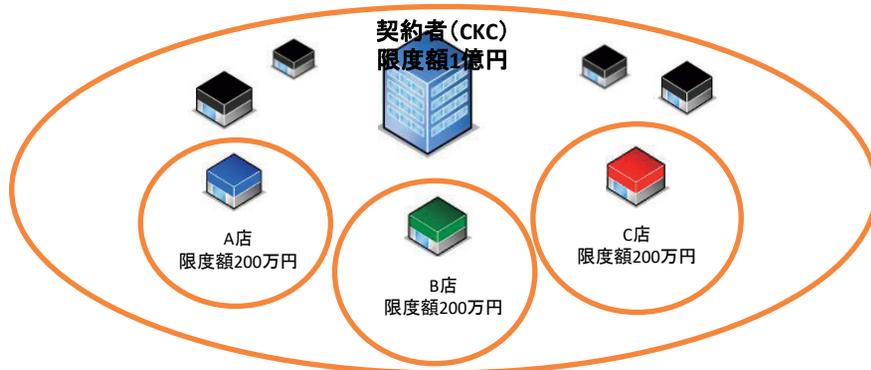
A 店舗をお持ちではなく、且つ出張専門で行っている場合はご加入ができません。但し、店舗をお持ちでトリミングサロン業務の一部として出張型トリミングを行っている場合は、こまいぬへのご加入が可能です。

Q 駐車場等に設置している看板が落下して、第三者へ損害(ケガをさせた、車を壊した等)を与えた場合は補償対象ですか。

A 建物から離れた場所に設置した設備等の損害は対象外となります。但し、建物に付属する看板による被害は対象となります。(施設所有(管理)者賠償責任保険)

Q 受託者賠償責任保険の支払限度額に「1店舗あたり 200万円」、「1証券あたり 1億円」とはどういう意味ですか。

A こまいぬは、中央ケネル事業協同組合連合会を保険契約者とし、所属組合員を被保険者とした団体保険です。  
1店舗とは、店舗当たり年間の保険金支払限度額を200万円までとし、1証券とは、保険契約者(こまいぬ加入店舗全体)の年間の保険金支払限度額が1億円となります。



Q トリミング後に数日経ってからお客さまから毛が生えてこないというクレームが入りました。保険の対象になりますでしょうか？

A そもそもトリミングが原因で毛根を潰したなど因果関係が明確に立証できません。発毛に関しては個体差がございますので対象となりません。原理原則として法律上の損害賠償責任が事業者にはないものは保険金の支払い対象にはなりません。

Q 犬にトリミングをしたが、カットが短すぎるとお客さまからクレームを受けた。

A カットでのクレームは、保険の補償対象外となります。お預かりした犬にケガをさせた等々の事故での、犬のお怪我の治療費用などが対象となります。

Q お預かりしていた犬にケガをさせてしまい、後遺症が残りそうで飼い主から慰謝料を求められている。保険で支払いできますか。

A ペットは賠償においては、あくまでも”物”として扱われるため慰謝料のお支払いはできかねます。後遺障害についても犬猫に対しての明確な賠償規定はございませんので、保険においても、お怪我の治療範囲内での対応となります。ただし、見た目の問題が生じるための整形等治療についての保険支払いはいたしかねますので、ご留意願います。

Q ペットホテルで預かっていた際、パニックを起こしやすい性格の犬であり、自傷した。

A 個体の性質による怪我となります。自傷行為はホテルで預りの際での発生でないケースが多く、保険の補償外となります。

Q ビル内上階店舗で漏水を発生させ、階下のテナントの建物・什器備品等損害を与えてしまった。

A このご契約では、保険対象外となります。（※「漏水担保特約」は付保されていません。）

Q トリミングで預かった犬・猫の歯石除去等も行っているが、歯石除去中に犬・猫の舌を切ってしまった。

A このご契約の引き受けは、犬・猫のペットショップのトリミングやペットホテル業態としております。歯石除去等の医療行為等の類似行為でお怪我をさせた場合は、本保険では適用外となりますので、ご注意願います。

この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。

## 【中途加入について】

毎月の申込締切日までに加入申込票の提出と、保険料のお振込みをいただくことにより、翌月1日からの中途加入が可能です。  
 (保険期間は中途加入日の午前0時から2026年1月1日午後4時までとなります。)  
 中途加入の場合の保険料はそれぞれ以下のとおりです。(尚、中途脱退の場合も下表に基づき保険料を返金いたします。)

中途加入日	申込締切日	一時払保険料(円)	
		ペット事業者賠償責任保険 (1店舗あたり)	傷害保険(1名あたり)
2/1	1/10	32,090円	4,760円
3/1	2/10	29,160円	4,340円
4/1	3/10	26,250円	3,900円
5/1	4/10	23,340円	3,460円
6/1	5/9	20,410円	3,030円
7/1	6/10	17,500円	2,610円
8/1	7/10	14,590円	2,170円
9/1	8/8	11,660円	1,740円
10/1	9/10	8,750円	1,300円
11/1	10/10	5,840円	870円
12/1	11/10	2,910円	440円

※傷害保険1名あたり保険料は10%の団体割引(被保険者数500名以上1,000名未満)が適用されています。

保険料のお振込は右記お振込先にお振込みください。

※振込手数料はお客様負担となります。

### 【お振込先】

みずほ銀行 大塚支店

普通口座 2010735

口座名義 中央ケネル事業協同組合連合会

### ●サービスのご案内

傷害保険に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

#### 【生活安心サポート】

■健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)

■ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)

■暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

## 各種注意点

### ■ご加入にあたってのご注意

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約集、団体総合生活補償保険「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」および保険証券等は、保険契約者（中央ケネル事業協同組合連合会）に交付されます。加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、お引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。ご加入者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えください。

### ■通知事項（ご加入後にご連絡いただく事項）

加入依頼者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務（通知義務）があります。被保険者が個人となる施設所有（管理）者賠償責任保険で保険料の算出基礎数字（補償の対象とする店舗の数）が増加した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。加入依頼者または被保険者の故意または重大な過失により、前記の通知事項について遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと（注）がありますのでご注意ください。前記以外の場合で、次の通知事項が発生するときは、あらかじめ保険契約者である団体、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①業務に使用する施設の用途を変更する場合
- ②業務に使用する施設が増える場合
- ③保険料の算出の基礎数値（補償の対象とする店舗の数・スタッフの人数）を変更する場合

その他、店舗等施設の名称を変更した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。前記①から③に該当しない場合でも、加入申込票記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

（注）ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との因果関係がある場合に限ります。

### ■保険会社破綻時の取扱いについて

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。「ペット事業者賠償責任保険」は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。また、傷害保険についても「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### ■重複契約のご注意について（ペット事業者賠償責任保険の場合）

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。\*

\*複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 事故が起こった場合

万一事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。（傷害保険については、30日以内にご連絡ください。）ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いてお支払いすることがあります。ペット事業者賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

事故受付専用ダイヤル：0120-985-024（無料）受付時間（24時間365日）

IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。おかけ間違いにご注意ください。

詳しくは右記コードより重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明をご確認ください。右記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

#### 重要事項のご説明

##### 賠償責任保険



##### 団体総合生活補償保険



#### お支払いする保険金のご説明

##### 施設所有(管理)者賠償責任保険



##### 受託者賠償責任保険



##### 団体総合生活補償保険



引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
広域法人開発部営業開発課

〒103-8250 東京都中央区日本橋 3-5-19  
TEL:050-3460-1284

取扱代理店

双日インシュアランス株式会社  
企業営業部 営業開発一課 嶋崎

〒100-8691 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング7階  
TEL:03-6871-2474